

入札説明書

令和6年9月17日千葉市公告第766号により公告した千葉市斎場ガス給湯器修繕の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 修繕名

千葉市斎場ガス給湯器修繕

(2) 修繕概要

仕様書のとおり

(3) 修繕期間

契約締結日の翌日から120日間

(4) 修繕場所

千葉市緑区平山町1762番地2 千葉市斎場

2 入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市建設工事入札参加資格者名簿に登載されており、所在地区区分が市内かつ業種が管工事に該当する者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

ケ 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団関係者

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市保健福祉局医療衛生部生活衛生課

電話 043-245-5213

電子メール seikatsueisei.HWM@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書等の配布及び提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に必要事項を記入の上、本市が必要とする書類を添付して提出すること。

(1) 配布場所等

千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内「建設工事」のリンク(<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/koji/index.html>)の当事業の箇所からダウンロードすること。

(2) 提出書類

入札参加資格確認申請書

(3) 提出場所等

公告の日から令和6年9月30日(月)までに前記3の契約事務担当課に提出すること。持参の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分までとし、郵送の場合は、令和6年9月30日(月)午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。

5 質問書の配布及び提出

(1) 配布場所等

前記4(1)の当事業の箇所からダウンロードすること。

(2) 提出場所等

令和6年9月30日(水)までに前記3の契約事務担当課に電子メールにて提出のこと。提出期限までに質問書の提出がない場合は、質問事項なしとみなす。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和6年10月15日(火)午前10時00分

(2) 入札及び開札の場所

千葉市役所L会議室303(高層棟3階)
(場所、日時等を変更する場合は別途通知する。)

(3) 入札方法

入札者は、原則として前記(1)及び(2)の入札・開札の日時及び場所に出席して、入札書に商号及び入札件名を記載した封筒に入れて提出すること。ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、前期3の契約事務担当課宛とし、入札日前日の午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(4) 入札書に記載する金額

入札金額は、本件にかかる一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

ア 入札参加資格確認結果通知書（写し）

イ 委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ）

(6) 入札保証金

要。（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第1項に該当する場合は、免除とする。

(7) 最低制限価格

予定価格の消費税及び地方消費税を除いた額に3分の2を乗じて得た額（千円未満切上）

(8) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札額が最低制限価格に満たない場合は、失格とする。

(9) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条に該当する入札

7 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、2回とする。

(3) 再度入札には、前回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者、前回の入札を無効とされた者又は前回の入札価格が最低制限価格を下回った者は参加できない。

8 その他

(1) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 支払条件 前金払無、完了検査合格後一括払い。

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。